以下を無線通信局長に指示し、
1　本決議の実行に当たりITU-RがITU-Dとの協力に努めること。
2　これら研究の結果を次回の世界無線通信会議に報告すること。
以下を無線通信開発局長に要請し、
1　持続可能で手頃な価格のブロードバンドを含む衛星通信の利用をテーマとするワークショップ、セミナー及び研修コースを開催するとともに、開発途上国における衛星通信の開発と利用能力の向上を支援するような、ITU-D及びITU-Rの関連する研究委員会の間の活動又は研究を開始すること。
2　本決議に対する世界電気通信開発会議の注意を喚起すること。
以下を構成国と部門構成員に要請し、
本決議の具体化に寄与すること。
以下を事務総局長に指示する。
本決議に対する国際電気通信衛星機構（ITSO）及び国際移動通信衛星機構（IMSO）の注意を喚起すること。

[1] 経済社会理事会（ECOSOC）科学技術委員会第12会期（ジュネーブ、2009年５月25-29日開催）事務局長報告の11頁より。http://www.unctad.org/en/docs/ecn162009d2_en.pdf（世界情報社会サミットの結果の実行とフォローアップにおける地域的、国際的レベルでの進捗―アクセス、通信基盤及び促進的環境を含む、社会経済包括的情報社会のための開発志向政策について）

追　決議第12（WRC-12）　パレスチナへの援助と支援

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、
以下を想起し、
a)　電気通信網再建のためのパレスチナへの援助と支援に関する全権委員会議の決議第125（2010年グアダラハラ、改）
b)　ITUにおけるパレスチナの位置付けに関する全権委員会議の決議第99（2010年グアダラハラ、改）
c)　パレスチナ自治政府への特別技術援助に関する世界電気通信開発会議の決議第18（2010年ハイデラバード、改）
d)　連合の目的の一環として「新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努め」そして「平和的関係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること」を掲げている憲章の第６条及び第７条
以下を考慮し、
a)　憲章及び条約は、国際協力の発展と関係する人々の相互理解促進のために、世界平和と安全を強化することを目的としていること。
b)　全権委員会議の決議第125（2010年グアダラハラ、改）では、電気通信網の再建のためのITUのパレスチナへの援助政策は効果があったと認識されていること。
c)　全権委員会議の中間合意及び決議第99（2010年グアダラハラ、改）の規定に基づき、付録第30B号のプランの中に排他的割当て／区域分配を得るためにパレスチナが執るべき手続に関するWRC-07議長の声明
以下を心に留め、
憲章に盛り込まれた基本的原則
以下を再認識し、
a)　地域無線通信会議（2006年ジュネーブ）で、放送及びテレビジョン計画にパレスチナ自治政府の要望を受け入れたこと。
b)　関係者による将来の合意を予断しない範囲において、全権委員会議の中間合意並びに決議第99（2010年グアダラハラ、改）の規定に基づくパレスチナ専用の割当てを申請する付録第30B号のプランに準拠したパレスチナの権利
以下を決議し、
パレスチナ自治政府が自らの電気通信網及び無線業務を運用するのに必要な無線スペクトルを獲得し管理することができるように、特に人材育成を通じ、パレスチナ自治政府への援助を関連するITU決議及び決定に基づき継続すること。
以下を無線通信局長と電気通信開発局長に指示し、
パレスチナ自治政府の無線通信基盤、新技術及び業務を高度化し発展させるために必要な追加的措置に合意するべく、二者間交渉を強化するとともに、合意事項と関連決議の履行を促進することを全ての関係者に奨励すること。
以下を無線通信局長に更に指示する。
1　関連ITU決議の規定に基づき、ITU-Dと協力しながら、特にスペクトル管理と周波数割当ての分野で特化した援助と支援をパレスチナ自治政府に継続して行うこと。
2　本決議の履行に関しての進捗を次のWRC-15に報告すること。

改　決議第18（WRC-12、改）　武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機の識別及び位置の告知のための手続に関して[1]

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　船舶及び航空機が武力紛争の行われている区域の近辺で大きな危険に遭遇していること。
b)　人命及び財産の安全のため、武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機がこのような状況において自ら識別し、自らの位置を告知することができることが望ましいこと。
c)　無線通信は、これらの船舶及び航空機が、武力紛争区域に入る前及びこの区域を通過している間、自己識別及びその位置情報を提供する迅速な手段を提供すること。
d)　武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機が、武力紛争区域において、慣行に従って補助信号及びその使用のための手続を設けることが望ましいと考えられること。
以下に留意し、
ITU-R勧告M.493及びITU-R勧告M.1371には、海上移動業務におけるデジタル選択呼出しシステム及び船舶自動識別装置のための適切な信号が記述されていること。
以下を決議し、
1　無線通信規則に示される緊急信号及び緊急連絡用の周波数は、武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機が自己識別及び通信確立のために使用することができること。